（通知義務）
第五条　会員は、依頼者のために相手方その他利害関係人から預り金を受領したとき（官公署の委嘱によるときを除く。）は、遅滞なく、依頼者にその旨を通知しなければならない。
（預り証）
第六条　会員は、依頼者から預り金を受領し、又は預り預貯金に係る通帳等の引渡しを受けたとき（官公署の委嘱によるときを除く。）は、依頼者に対し、預り証を発行しなければならない。ただし、口座振込みの方法で預り金を受領した場合にあっては、依頼者の請求があったときに限る。
（記録義務）
第七条　会員は、預り金及び預り預貯金を保管するに当たり、入出金の年月日及び金額並びに入金の目的及び出金の使途を記録しなければならない。
2　会員は、前項に規定する記録を、当該預り金又は預り預貯金に係る職務が終了した後三年間保存しなければならない。
（収支報告）
第八条　会員は、依頼者の請求があったとき、及び当該預り金又は預り預貯金に係る職務が終了したとき（官公署の委嘱による職務が終了したときを除く。）は、依頼者に対し、入出金の概要を記載した書面により、預り金及び預り預貯金の収支について報告しなければならない。
（弁護士会による照会）
第九条　弁護士会は、第二条から前条までの規定に違反すると思料する相当の理由があるときは、所属する会員に対し、預り金及び預り預貯金の保管状況全般について、次に掲げる事項を照会し、調査することができる。
一　入出金の年月日及び金額並びに入金の目的及び出金の使途
二　第三条に規定する預り金口座開設の有無
三　第四条に規定する保管方法の実施の有無
四　第五条に規定する通知の実施の有無
五　第六条に規定する預り証発行の有無
六　前条に規定する収支報告の有無
（照会に対する回答義務）
第十条　会員は、前条の規定による照会を受けたときは、弁護士会に対し、速やかに、預り金又は預り預貯金に関する帳簿、通帳その他の第七条に規定する記録の写し（当該記録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面に印刷したもの）を添付して、書面で回答しなければならない。ただし、依頼者、相手方その他利害関係人の氏名、経緯等事件の内容に関わる事項が記録に含まれている場合は、当該事項を伏せて回答することができる。
（弁護士会の措置等）
第十一条　弁護士会は、前条に規定する回答に基づき調査した結果、相当と認めるときは、次に掲げるいずれか又は各号の措置を採る。
一　当該会員に助言すること。
二　当該会員について懲戒の事由があると思料するときは、懲戒の手続に付し、弁護士会の綱紀委員会に事案の調査をさせること。
2　弁護士会は、前項第一号の措置を採った会員に対し、助言に応じた措置の実施状況を報告するよう求めることができる。
3　前項の規定により報告を求められた会員は、これに応ずるよう努めなければならない。
（秘密の保持）
第十二条　弁護士会の役員及び職員は、第十条の規定により知り得た会員の預り金及び預り預貯金に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
附　則
この規程は、平成二十五年八月一日から施行する。

公認会計士等の登録及び登録抹消の公告

平成25年5月中の公認会計士等の登録及び登録抹消者は、次のとおりにつき、公認会計士法第21条の2の規定により公告する。

平成25年6月1日　日本公認会計士協会

［開業登録］

登録番号	氏名	登録番号	氏名
I 公認会計士			
5月23日			
30693	山本圭位子	30694	相澤　祐介
30695	園野　良	30696	沼田浩一郎
30697	橋本　斉	30698	岡村　基
30699	淺井麻祐子	30700	富岡　英美
30701	崎田　尚吾	30702	江本　朋子
30703	茂木要一郎	30704	山﨑　恵美
30705	土居　真吾	30706	川原　秀明
30707	中喜多智彦	30708	開　徹英
30709	間石　奈帆	30710	田巻　慶彦
30711	**藍場**　康之	30712	松井　優太
30713	山本　健正	30714	渚　信弘
30715	木原　宏一	30716	渡邊賢太郎
30717	及川　翔太	30718	小林　靖浩
30719	藤田　浩貴	30720	岩本　直樹
30721	松村　清美	30722	戸田　悠子

［登録抹消］

登録番号	氏名	抹消の理由	抹消の日
I 公認会計士			
110	有山　房夫	死亡	24. 11. 28
905	島田　平蔵	死亡	25. 3. 27
2452	野瀬　健三	死亡	25. 3. 10
2705	白井　浩	死亡	25. 4. 7
3411	石井　暉治	死亡	25. 4. 13
3504	平井　修道	死亡	25. 4. 20
3718	前田　正二	死亡	25. 4. 12
5846	柳　洋	死亡	25. 4. 10
21847	小滝　敏一	死亡	25. 2. 3
26497	加藤　良	死亡	25. 1. 14
2179	小ケ内和義	業務廃止	25. 5. 23
3096	高木　忠儀	業務廃止	25. 5. 23
4807	小田　忠夫	業務廃止	25. 5. 23
5280	松本　清	業務廃止	25. 5. 23
5448	高尾　幸治	業務廃止	25. 5. 23
5598	渡邉　恵	業務廃止	25. 5. 23
6458	**瀧**岡貞太郎	業務廃止	25. 5. 23
6734	萩原　和男	法4条6号該当	25. 4. 26
7260	神戸　龍典	業務廃止	25. 5. 23
8462	小野寺雅一	業務廃止	25. 5. 23
9542	小島　義康	業務廃止	25. 5. 23
10849	武田　義剛	業務廃止	25. 5. 23
13071	上埜　喜章	業務廃止	25. 5. 23
15213	長塚智江子	業務廃止	25. 5. 23
15794	内藤良太郎	業務廃止	25. 5. 23
16449	宮崎　敬子	業務廃止	25. 5. 23
17348	朴　信姫	業務廃止	25. 5. 23
18399	智田　芳明	業務廃止	25. 5. 23
20591	三井　孝宣	業務廃止	25. 5. 23
20691	大坪　智宏	業務廃止	25. 5. 23
23896	吉田　絵美	業務廃止	25. 5. 23
24115	寺本　明子	業務廃止	25. 5. 23
24242	大澤　和弘	業務廃止	25. 5. 23
25737	奥田　浩美	業務廃止	25. 5. 23
26356	中辻　仁	業務廃止	25. 5. 23
27932	四方　直樹	業務廃止	25. 5. 23
29697	久米　健太	業務廃止	25. 5. 23

公認会計士補抹消の日　H25. 5. 23

登録番号	氏名
22604	茂木要一郎

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十五年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年六月十九日
岩手県盛岡市東見前一地割九一番地
有限会社カナンフーズ
清算人　山根扶佐子

解散公告

当会社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年六月十九日
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡八三番地
有限会社熊井戸測量事務所
清算人　熊井戸一郎